

# 個別の職務命令がなくても 時間外労働時間と認定

あらまし

愛知県豊橋市の中学校教員(当時)Tさんは、2002年年脳内出血で倒れました。倒れる直前の時間外労働は、学校が認めたものだけでも月119時間。命はとりとめましたが、高次脳機能障害が残り、分限免職になりました。

その後、Tさんは公務災害認定を申請するも、地方公務員災害補償基金(「基金」)は、公務外として認定を拒否(公務外処分)。Tさんは、公務外処分の決定取り消しを求めて名古屋地方裁判所に提訴しました。

今後の指針となる最高裁の判断

# 越教組ニュース

## 判例確定

経過

○二年九月 Tさん倒れる。

十月

「基金」に公務災害を申請  
「基金」、公務外の処分  
(公務災害を認めず)

「基金」へ審査請求

「基金」、棄却

「基金」へ再審査請求

「基金」、棄却

この間6年

○八年十二月名古屋地裁に提訴

「基金」公務外処分取り消しを求める

○九年六月 Tさん全面勝訴

一一年七月 「基金」、名古屋高裁に控訴

一二年十月 名古屋高裁 控訴棄却

「基金」、最高裁に上告

一五年二月 最高裁 上告棄却

裁判官全員一致

Tさんの公務外処分取り消し

≡

個別の職務命令がなくても時間外労働

判例確定

越谷市教職員組合情宣部

kosikyouso.sakura.ne.jp

15. 4. 22 (水)

Tel 988-3281

Fax 988-3283

### 当たり前が通じない「壁」

当たり前前な訴えに立ち塞がった壁は、「職務命令がないから、超過勤務にはならない」という建前論です。

この建前が学校現場の実態を全く無視していることは、学校関係者なら誰でも分かっています。学校長による個別の職務命令がなくても、必要にかられて部活動や学校行事、授業の教材研究などは随時やられていることです。国会でも文部省自身、「命令のない超過勤務も始業・終業時間の確認、記録の対象となる」「部活動の指導時間を含め、各学校において適切な方法により管理されるべき」と、実態にあった問題解決にむけ答弁してきました。

### 包括的な職務命令が裁判の争点

裁判では「包括的な職務命令」が争点でした。これは、教員の業務全体が校長の包括的な承認と指揮下にあるため、個別の職務命令がなくても、業務が終わらないのであれば、時間外労働にあたるというものです。今回これが、最高裁判所において、裁判官全員一致で認められました。

### これからの指針に

越谷では市教委が、時間外勤務を「自発的な取組」とし、「こうした時間も把握し、教員の安全や健康をそこなわれないように支援していく」としています。把握の主体、責任者はあくまで本人だとしているのです。

裁判は、越谷市教委のこの認識を見事に断罪していると言つてよいでしょう。

越教組は、この裁判の判断に依拠して、事業者による時間管理を求めていくものです。



### 越教組定期大会

日時 5月9日(土)

1時30分より

場所 中央市民会館5階

昨年度の活動報告と今年度一年間の活動の方針を話し合います。

各職場の交流の場ともなります。漏れなく参加をお願いします。

委任状は、執行委員まで。

### 埼葛支部定期大会

日時 5月30日(土)

9時30分より

場所 春日部中央公民館

代議員立候補受け付け

特集

その1

## 教科書採択

越谷は、市として単独で教科書採択をします。昨年は小学校の教科書が採択され、今年度は中学校の教科書が採択されます。

中学校教科書については、一部教科書に政治的圧力が強まっています。

そもそも教科書採択にあたっては、教職員の意向が最大限に尊重されるべきです。

公正で適切な教科書採択にむけて、情報提供していきたいと考えています。

